

佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託 実施説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託

(2) 業務目的

本市は、小中学校の普通教室へ設置した空調設備が法定耐用年数を迎える空調設備の更新を検討する必要がある。

また、未だに空調を設置していない小中学校等の屋内運動場及び特別教室についても、順次設置を行っていく必要がある。

今回、先行して空調設置が決定した小中学校等の屋内運動場は、近年の夏の酷暑化により、速やかな設置が求められることから、整備期間の短縮や事業費の平準化及び経費の削減を図りつつ、児童生徒の健康が守られる教育環境を確保するため、断熱改修による効果を考慮したうえで、本市にとって最適な空調方式及び事業手法についてコンストラクション・マネジメント方式による比較検討を実施する。

(3) 評価方式 公募型プロポーザルを行い、提案書等の内容について総合的に評価する。

(4) 業務内容

別紙「佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」と言う。）のとおり。

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

(6) 履行場所

佐野市学校管理課

2 提案限度額等

(1) 提案限度額

18,000,000円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。ただし、見積書を提出する際は、提案限度額を超えることはできません。

(2) 最低制限価格 無

3 提案書提出者に要求される資格要件

公告のとおり。

4 スケジュール

実施内容	実施時期（令和6年度）
実施手続き開始の公告、実施説明書の交付	6月 5日（水）

実施説明書の質問受付締切	6月12日(水)
上記質問回答	6月14日(金)(予定)
参加表明書の提出期限	6月17日(月)
仕様書等の質問受付締切	6月19日(水)
上記質問回答	6月28日(金)(予定)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	6月21日(金)(予定)
提出意思確認書の提出期限	6月28日(金)
提案書の提出期限	7月22日(月)
プレゼンテーション及び質疑応答	7月30日(火)
特定・非特定通知書の通知	8月2日(金)
契約締結	8月6日(火)(予定)

5 参加表明書の提出について

(1) 参加表明書の作成様式及び提出部数

- ア. プロポーザル参加表明書(様式1) 1部
- イ. 参加資格要件確認表(様式2-1) 1部
- ウ. 実績一覧表(様式2-2) 1部
- エ. 提案企業概要調書(様式3) 1部

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア. 提出期限 令和6年6月17日(月)午後5時(必着)
- イ. 提出場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係
- ウ. 提出方法

- ①持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。
- ②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(3) 参加表明書を提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。

6 本プロポーザルへの資格要件及び提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書等により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認する。

評価要件	評価事項
1. 資格要件	当該業務において設定された提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか。
2. 同種同業務の業務実績	資格要件にある業務を履行した十分な実績があるかどうか。

7 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書等により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として選定された場合は、選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。
- (2) 確認を行った結果、非選定となった場合は、選定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、令和6年7月2日までに書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおり。
 - ア. 受付場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係
 - イ. 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記(3)の回答は、令和6年7月17日までに書面により行う。

8 提出意思確認書の提出

提案書の提出者として選定された者は、提出意思確認書(様式4)1部を提出するものとする。なお、提出期限等は以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和6年6月28日(金)
- (2) 提出場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係
- (3) 提出方法
 - ①持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。
 - ②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- (4) 提出意思確認書を提出後に参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

9 提案書類の作成様式、記載上の留意事項

- (1) 提案書等の提出書類及び部数について
 - ア. 提案書(様式5) 1部
 - イ. 技術提案書 正本1部 副本12部
 - ウ. 見積書(様式6) 1部
 - エ. プレゼンテーション審査説明員一覧(様式7) 1部
- (2) 技術提案書の内容
 - ア. 様式
 - ①任意様式とし、紙の大きさはA4版とする。(縦型又は横型いずれかで統一のうえ、縦型にあっては左綴じ、横型にあっては上綴じとする。)
 - ②本編(表紙、目次は含めず)は、片面使用12ページ以内とする。
 - ③1部ずつ、A4版紙製フラットファイルに綴じること。フラットファイルには何も記載しないこと。

イ. 構成

- ①表紙、目次、本編で構成すること。
- ②表紙には、題名を「佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託」と記述し、正本にのみ提案者名を記載すること。
- ③目次を作成のうえ、参照先の頁番号を記載すること。
- ④本編については、「13 最優秀者を特定するための評価基準」の評価項目に沿って、「業務実施方針」、「業務スケジュール」、「業務体制・組織体制」、「提案テーマ1～4」の順で作成すること。

ウ. 留意事項

- ①日本語を用いて作成すること。
- ②使用する文字の大きさは、図表等を除き10.5ポイント以上とする。
- ③技術提案書の内容については、仕様書の内容を踏まえて記載すること。
- ④記載については、横書きとする。
- ⑤カラー刷り、写真、絵、表等の挿入は可能とする。
- ⑥内容については頁番号を付すること
- ⑦印刷は、全て片面とすること。
- ⑧提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(3) 見積書の内容

本業務に係る見積書(様式6)を作成し、提出すること。
任意様式で見積もることも可能とするが、その場合は様式6を添付すること。
なお、提案上限額(18,000,000円)を上回った場合は、失格とする。

10 提案書等の提出期限、提出場所及び問合せ先等

- (1) 提出期限 令和6年7月22日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係
- (3) 提出方法
 - ①持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。
 - ②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- (4) 留意事項
提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (5) 問合せ先 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係 ※「19 問合せ先(担当課)」参照

11 実施説明書及び仕様書等に対する質問書の提出期間、提出方法、提出先及びその回答方法

- (1) 質問の内容
質問の内容は、本実施説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出期間

実施説明書についての質問

公告の日から令和6年6月12日（水）午後5時まで

仕様書の内容及び提案書の作成に係るものについての質問

公告の日から令和6年6月19日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

質問・質問回答書（様式8）により、電子メールで提出すること。

提出後、電話により到着の確認を行うこと。

(4) 提出先

佐野市学校管理課のメールアドレス ※「問合せ先（担当課）」参照

(5) 回答方法

実施説明書について

令和6年6月14日（金）午後5時まで（予定）に佐野市ホームページに回答を掲載する。

仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの

令和6年6月28日（金）午後5時まで（予定）に佐野市ホームページに回答を掲載する。

1.2 プレゼンテーション

(1) 日時 令和6年7月30日（火）※詳細な時間・場所については、別途通知する。

(2) 場所 佐野市役所（栃木県佐野市高砂町1番地）（予定）

(3) 実施方法

ア. プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分を目安とする。

イ. プレゼンテーションは非公開とする。

ウ. プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を利用して行うことは可とする。なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは、発注者が用意し、その他パソコン等は提案者が各自用意すること。

エ. プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行い、プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。

オ. プレゼンテーションの参加者は、配置予定技術者（管理技術者・主任担当技術者）及び機器操作者を含む3名までとする。

カ. プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

1.3 最優秀者を特定するための評価基準

本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、提案書及びプレゼンテーションにより「佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託評価委員会」において行う。

(1) 評価基準

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
技術提案書	業務実施方針	・業務目的や業務内容を的確に理解	10

		しているか ・本市が求めている内容と、提案内容に乖離がないか	
	業務スケジュール	・業務スケジュールは的確で実行性があるか	5
	業務体制・組織体制	・配置予定技術者をはじめ、十分な業務体制が整っているか ・提案者は、組織として十分な支援体制が整っているか ・配置予定技術者及び提案者は、同種・類似の業務実績を有しており、本業務に活かすことができるか	10
	【提案テーマ1】 普通教室及び特別教室において、空調設備を更新又は新たに導入する際の、空調方式について	・スケジュール、コスト、メンテナンス性等多面的な視点から、分かりやすく整理されているか	15
	【提案テーマ2】 屋内運動場へ空調設備を新たに導入する際の、空調方式について	・スケジュール、コスト、メンテナンス性等多面的な視点から、分かりやすく整理されているか	15
	【提案テーマ3】 屋内運動場へ空調設備を新たに導入する際の、事業方式について	・コストや補助金活用、導入可能性、事業期間、地元企業の活用等総合的な視点からの提案となっているか ・事業方式ごと比較検討は、採用の可否を判断しやすい提案となっているか	15
	【提案テーマ4】 本業務以降（設計者、施工者等の選定から工事完了まで）の想定事業スケジュール及び、事業実施段階における課題と対応策について	・想定事業スケジュールは具体的で妥当か ・事業実施段階において想定される課題の設定とその対応策は具体的か	15
価格評価	見積金額	・見積額及び積算内訳が妥当か	5
プレゼンテーション	プレゼンテーション・質疑応答	・提案内容を具体的かつ分かりやすく説明しているか ・質問に対する説明が明快で妥当か	10

合計	100
----	-----

評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
配点：15点	15	12	9	6	3
配点：10点	10	8	6	4	2
配点：5点	5	4	3	2	1

※「提案なし」など評価ができない場合は、0点とする。

(2) 順位の確定方法

評価項目による評価の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。提案者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均して算出する。欠席等により委員が審査できない項目がある場合は、その項目の「評価『普通』」の点数を、その審査のできない委員の点数とする。

最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次のア、イの選考過程により順位を決定し、最優秀者とする。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

ア. (1)「評価基準」の「技術提案書」の合計点数が最も高い者

イ. 上記アに該当する者が複数ある場合は、参考見積書の金額が最も低い者

(3) 基準点

合計評価点数の70%以上の得点である70点以上とする。

1.4 提案書の特定及び非特定に関する事項

(1) 提出した提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。

(2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

(3) 上記(2)の通知を受けた者は、令和6年8月14日までに、書面により、評価委員会に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりとする。

ア. 受付場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係

イ. 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(4) 上記(3)の回答は、令和6年8月28日までに書面により行う。

1.5 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、提案書に基づき業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手方として再特定する。

ア. 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき

- イ. 最優秀者が、本市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ウ. 最優秀者が、特定後に本実施説明書に掲げる失格事項に該当して、失格となったとき
- エ. 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- オ. 最優秀者が、本業委託契約の締結を辞退したとき
- カ. その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、本事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。なお、契約保証金は免除する。

1.6 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他、本説明書の定めに違反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

1.7 その他の留意事項

- (1) 参加表明書の提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することはできないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (5) 提出があった提案書はプロポーザル審査以外の用途には使用しない。ただし、佐野市情報公開条例（平成 17 年 2 月 28 日条例第 8 号。以下「条例」という。）による情報公開請求があった場合は、市が条例第 6 条に規定する非公開情報に該当すると判断した場合を除き、原則、全て開示するものとする。
- (6) 本業務の成果に基づき、本事業を推進するにあたり、有用性が確認できれば、事業者（設計者、施工者等）選定段階、設計段階、施工段階等の各段階において別途随意契約することがある。
- (7) 本実施説明書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1.8 結果の公表事項及び方法

本プロポーザルにおける評価結果は佐野市ホームページに公表するものとする。公表する内容

は、プロポーザル参加者数、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

19 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市教育部 学校管理課 学校施設係

TEL 0283-20-3051（直通）

FAX 0283-20-3032

e-mail : gakkoukanril@city.sano.lg.jp